

原則1 「基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する」

- 本事業は、毎年1回実施する民生委員による『高齢者保健福祉実態調査』のデータ活用。
- 事業実施指定ゾーンの民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会及び福祉員会に出向き、本事業の概要説明や事業に対するゾーン別ヒアリング等を行い、事業の実施に向けた[安心生活創造事業実施要領][ニーズ発見シート]や[ひとり生活応援サービスチラシ]の準備を経て、本事業の対象となる一人暮らし高齢者、日中一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者夫婦世帯、日中一人暮らし障害者、介護保険サービス利用者のニーズが本会にあがってくる仕組みづくりを行った。
- 本事業の対象者を発見した民生委員と担当の福祉員（安心生活支援員）、地域包括支援センターの職員、本事業の安心生活コーディネーター（主任）とのケースカンファレンスを実施。
- 平成22年度は、引き続き高齢者を対象に事業を実施しつつ、個人情報取り扱いに配慮し、行政をはじめ民生委員や地区社協、関係機関と工夫しながら当該地区内の全世帯情報を把握できる仕組みを検討する。
- 地区社協だより等当該地区内限定の配布物を活用し、本事業に関する情報を提供し、ニーズがあがってきやすい環境をつくる。
- 福祉員等の見守り活動に安心生活コーディネーターが同行し、ニーズに対するアウトリーチ[専門職の視点を活かす]に努める。

原則2 「基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる」

- 平成21年10月1日付けで本事業の担当者として社会福祉協議会で安心生活コーディネーターを採用。
- 本事業の実施ゾーン民生委員、担当の福祉員（安心生活支援員）との連携をとり、既存の支援体制等も大切にしながら、日常的・継続的な見守り活動を実施。
- 本事業の対象となる方を地域包括支援センターの職員や行政をはじめとする関係機関と情報交換を行いながら自宅訪問の実施。
- 本事業の対象者に対し、地域で実施されている既存の事業活動への紹介等を行う。
- 安心生活支援員に対して、社会福祉援助技術に関する研修会を開催する。

原則3 「それを支える安定的な地域の自主財源確保の取り組み」

- 住民に本事業の必要性を地区社協だより等当該地区内限定の配布物を活用しながら啓発。
- 社会福祉協議会で実施する善意銀行事業を通じて地区社協への一般寄付や香典返し等による指定寄付の啓発をする。
- 寄付金が地域で活用されていることが実感できる仕組みをつくり、財源確保を確立する。
- 地元企業や商店等に、活動の応援するためのグッズづくりや有料広告等による財源確保を確立する。